

2024年8月23日  
筑波大学

## 修士課程相当を経て、教師になった者に対する奨学金返還支援について

令和6年度から、特定の要件に該当したうえで本学大学院修士課程、博士前期課程、専門職学位課程を修了し、修了の翌年度から正規教員となった方を対象に、日本学生支援機構の第一種奨学金が返還免除となる制度が始まります。

詳細は文部科学省ホームページを確認ください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/houkoku/mext\\_02745.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/houkoku/mext_02745.html)

教職大学院以外の大学院修士課程相当の在籍者についても、一定の要件を満たすことで本制度の対象となる場合があります。

本学では、本制度の適用を受けられるよう準備を進めていますので、詳細が決まりましたら改めてお知らせいたします。